

令和2年度 関西医療大学ガバナンス・コードの遵守と取組状況に関する報告書

学校法人名	関西医療学園
法人の長の氏名	武田 大輔
ガバナンス・コード策定日	令和2年4月1日
報告書作成日	令和3年9月30日
ホームページURL	https://www.kansai.ac.jp/

ガバナンス・コード項目	ガバナンス・コードの遵守と取組状況
第1章 私立大学としての自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1-1 建学の精神	
(1) 建学の精神	建学の精神「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」を具現化するための教育方針を3つのポリシーとして定め、建学の精神に基づく人材像の育成に全学で取り組んでいる。1年次の必修科目として全ての学科で開講する「東洋医療の基礎・導入教育」では自校教育の一環として建学の精神の周知と浸透を図るための初年次教育を行っている。 https://www.kansai.ac.jp/info/spirit/
(2) 建学の精神に基づく人材像	
1-2 教育と研究の目的（大学の使命）	
(1) 建学の精神に基づく教育・研究の目的	建学の精神に基づく教育・研究の目的を学則第1条に明確に定めている。学則は大学及び法人の諸規程と共にホームページに掲載することで社会に対して公表している。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/daigakugakusoku20200401.pdf
(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組み	ガバナンス・コードに沿って中期的な計画（5か年計画）を策定し、学園理事会及び評議員会の承認を得て計画全体を学内で共有し適切に実行している。令和2年度の各計画の進捗・達成状況に関する自己評価結果は大学ホームページに掲載した「令和2年度事業報告」で社会に対して公表している。 https://www.kansai.ac.jp/info/release/basic.php
(3) 私立大学としての社会的責務	学長のリーダーシップによる全学的な議論のもとで文部科学省「教学マネジメントの指針」（文部科学省 令和2年1月公表）に沿った教学運営体制の強化を図り、大学運営及び教育の質向上のための不断の改革と学修者本位の教育の実現に努めている。
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
2-1 理事会	
(1) 理事会の役割	理事会は理事長のリーダーシップのもとで法人の最高議決機関として法人運営に関する重要事項の審議と意思決定を適切に行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う教育環境及び通信設備等の整備に関する審議を行い関連する補正予算を成立させている。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/iigy R2c.pdf
(2) 実効性のある開催	理事会は事業計画に沿って適切に開催し、運営されている。令和2年度の理事会は7回開催され、年間を通じた理事の出席率は98.7%と良好である。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/iigy R2c.pdf
2-2 理事	
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	理事は法令及び寄附行為を遵守しており、法人運営に係る職務と責任を忠実に果たしている。特に、学内理事は理事長が法人内に置く諮問会議の構成員として法人運営に関する意見を理事長に述べ、理事長のリーダーシップを適切に補佐している。
(2) 学内理事の役割	常勤の教職員でもある学内理事は、教学面における自らの知識、経験、能力等を法人運営に活かし、理事としての法人業務を誠実に遂行している。
(3) 外部理事の役割	法令及び寄附行為に則り複数名の外部理事を選任している。外部理事は理事会等において多角的な視点から法人運営の改革及び改善に資する意見を述べ、理事会の議論の活性化に寄与している。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/yakuinitiran20210430.pdf
(4) 理事への研修機会の提供と充実	法人本部から理事に対して法人運営に関する研修会等の開催情報を提供し、理事の研修機会の充実を推進している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けオンライン形式の開催が主流であった。
2-3 監事	
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	監事は法令及び寄附行為に則り法人業務及び財産に関する監査を適切に行っている。理事会及び評議員会では監査報告を行うほか法人運営に関する意見を述べ、理事と評議員の業務執行状況及び会議運営を監査している。令和2年度に開催された7回の理事会及び6回の評議員会への監事の出席率は100%と極めて良好である。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/iigy R2c.pdf
(2) 監事を選任	寄附行為に則り2名の監事が適正に選任されている。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/yakuinitiran20210430.pdf
(3) 監事監査基準	監事監査規程を整備して事業計画に沿った監査（中間監査を含む）を着実にを行い、監事監査報告書を大学ホームページに掲載し社会に対して公表している。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/iigy R2g.pdf

(4) 監事業務を支援するための体制整備	内部監査規程を整備して定期的な内部監査を実施しているほか、監査法人（公認会計士）による計画的な監査を行い監事業務を支援している。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/jigyo_R2c.pdf
2-4 評議員会	
(1) 諮問機関としての役割	評議員会は寄附行為に定められた事項に関する理事長からの諮問を受け、答申している。
(2) 議事運営方法の改善	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出等の社会状況を踏まえ、オンラインによる出席を導入するなど円滑な議事運営の実施について検討を加えている。
(3) 意見具申等	評議員会は理事長から諮問された事項に答申するほか法人業務に対する意見を述べ、法人運営の健全性を監視する役割を果たしている。
(4) 監事選任時の審議	理事長による監事の選任に際して、評議員会は十分な検討と審議を行っている。
2-5 評議員	
(1) 評議員の選任	寄附行為に則り24名の評議員が適正に選任されている。 https://www.kansai.ac.jp/pdf/jigyo_H29b.pdf
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	法人本部から評議員に対して法人運営に関連する研修会等の開催情報を提供し、評議員の研修機会の充実を推進している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けオンライン形式の開催が主流であった。
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	
3-1 学長	
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	令和2年度は大学運営会議、教授会等の教学の意思決定に係る組織規程の点検と見直しを行った。それにより、学長が法令に則り大学の教学運営を統括し教職員を統督できるよう、本コード及び教学マネジメント指針（令和2年1月文部科学省公表）に沿って教学ガバナンス体制を再整備した。また、危機管理委員会規程を改正し、緊急事態に即応したリーダーシップを発揮できるよう学長の権限を強化した。
(2) 学長の補佐体制（副学長・学部長等）の役割	学長の補佐体制を強化した教学マネジメント体制の構築を図るため、副学長を中心とする学長補佐室を設置している。また、学部長、学科長及び研究科長の職務に関する規程を制定し、学長の補佐体制を明確に規定している。
3-2 教授会	
(1) 教授会の役割	法令及び学則に基づき各学部に教授会を置き、学部の教育研究に関する重要事項を審議して学長に意見を述べている。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/daigakugakusoku20200401.pdf
(2) 学長と教授会の関係	学則第41条において学長と教授会の関係性を明示し、学則に基づいた教授会運営がなされている。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/daigakugakusoku20200401.pdf
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	
4-1 学生に対して	
(1) 3つの方針（ポリシー）	法令に則り、建学の精神を具現化するための教育方針を3つのポリシーとして大学、学部及び学科レベルで定め、それぞれを大学ホームページに掲載し社会に対して公表している。 https://www.kansai.ac.jp/info/policy/
(2) 教育の質の向上と学修環境等の整備・充実	学内規程に則り3つの方針に基づく年次計画の自己点検・評価を定期的の実施し、教育の質向上と学修環境の整備と充実に努めている。令和2年度は日本高等教育評価機構の評価基準に準じた自主的な自己点検評価を行い、評価結果を「令和2年度自己点検評価書」として大学ホームページに掲載し社会に対して公表している。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/zikotenkenhyouikasyo20210330.pdf
(3) ハラスメントへの対処	学内規程を定めてハラスメント防止委員会とハラスメント相談窓口を設置している。また、ハラスメント防止研修会を開催して学生の多様性を尊重する意識を深め、ハラスメントを未然に防ぐ取組みを推進している。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/harasumenntonoboushikitei20210605.pdf
4-2 教職員等に対して	
(1) 教職協働	中期的な計画の実行に係るPDCAサイクルを機能させる年次計画（アクションプラン）の実行及び成果の点検・評価に各部署または委員会等の組織が教職協働体制で取り組んでいる。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/zikotenkenhyouikasyo20210330.pdf
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	ユニバーシティ・ディベロップメントのうちファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）に関してはそれぞれの活動を推進する委員会を設置して組織的かつ計画的な取組みを行い、教職員の資質と能力の向上に努めている。ボード・ディベロップメント（BD）に関しては取組み内容を検討している。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/jigyo_R2c.pdf
(3) ハラスメントへの対処	ハラスメントの防止に関する規程を定めてハラスメント防止委員会とハラスメント相談窓口を設置している。また、ハラスメント防止研修会を開催して職員や社会の多様性を尊重する意識を深め、ハラスメントを未然に防ぐ取組みを推進している。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/harasumenntonoboushikitei20210605.pdf

4－3 社会に対して	
(1) 認証評価及び自己点検・評価	<p>日本高等教育評価機構に加盟して法令が定める認証評価を受審し、評価結果を学内の改革、改善に活用している。また、学内規程に基づき自主的な自己点検・評価を定期的に行っている。令和2年度は「令和2年度自己点検評価書」を作成して大学ホームページに掲載し社会に対して公表している。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/info/evaluation/ https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/zikotenkenhyouikasyo20210330.pdf</p>
(2) 社会貢献・地域連携	<p>大学が保有する人的資源及び物的資源を地域社会の保健医療活動に還元し、地域と密着し連携した医療系大学としての役割を果たすよう努めている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種やPCR検査（行政検査）の実施について貢献している。</p>
4－4 危機管理及び法令遵守	
(1) 危機管理のための体制整備	<p>危機管理規程を定めて危機管理委員会を設置し、災害対策の訓練計画の実施や危機発生時のリスクマネジメント等を行う体制を整備している。令和2年度は危機管理委員会が新型コロナウイルス感染症の拡大に係る危機管理体制の構築と感染対策の実行に重要な役割を果たしている。</p>
(2) 法令遵守のための体制整備	<p>法人全体で法令及び諸規程の遵守に努め、公益通報に関する規程と窓口を整備している。また、研究活動に係る不正行為防止のためのコンプライアンス研修会を定期的開催している。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/jigyo_R2c.pdf</p>
第5章 透明性の確保（情報公開）	
5－1 情報公開の充実	
(1) 法令上の情報公表	<p>法令で情報公開が定められている教育・研究に資する情報及び学校法人に関する情報を大学ホームページに掲載し社会に対して公表している。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/info/release/basic.php</p>
(2) 自主的な情報公開	<p>法令上公開が定められていない情報に関しては教育・研究活動の必要性及び外部評価の基準等に係る必要性に応じて大学ホームページに掲載し社会に対して公表している。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/info/release/basic.php</p>
(3) 情報公開の工夫等	<p>法人の管理・運営に関する情報及び大学の教育・研究に関する情報について多様な媒体を利用して社会に対して広く発信するよう努めている。</p>